

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、五領川公共下水道事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の請負契約について、制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第1条に規定する制限付き一般競争入札を、制限付き一般競争入札（事後審査型）により実施する場合の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に別段の定めがない事項については、実施要領に定めるところによる。この場合において、実施要領中「制限付き一般入札」とあるのは、「制限付き一般競争入札（事後審査型）」と読み替えるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「制限付き一般競争入札（事後審査型）」とは、入札参加者の負担軽減、発注者の入札参加資格確認事務の効率化並びに入札の透明性の向上及び公正な競争の促進を図るため、開札後に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式により行う制限付き一般競争入札をいうものとする。

（対象工事）

第3条 制限付き一般競争入札（事後審査型）は、原則として、設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が1,000万円超2億円以下の工事及び設計額が2億円を超える工事のうち管理者が特に制限付き一般競争入札（事後審査型）による必要があると認める工事について実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体を契約の相手方とする工事については、制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施しないものとする。

（入札の公告）

第4条 制限付き一般競争入札（事後審査型）の入札公告の方法は、実施要領第4条の規定による。

（入札公告事項に係る読み替え等）

第5条 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第1号の規定の適用については、同号中「確認申請書等を提出する時点」とあるのは「入札書の提出時」とする。

2 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第3号の規定の適用については、同号イの規定は適用せず、同号エ中「入札参加資格がある旨の確認を受けて」とあるのは「入札書の提出時」とする。

3 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合には、実施要領第5条各号に掲げるもののほか、入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする旨を公告するものとする。

（入札参加資格要件）

第6条 制限付き一般競争入札（事後審査型）の入札参加資格要件は、実施要領第5条第1号の規定に基づき、実施要領第18条の規定による入札参加資格委員会の議を経て、管理者が決定するものとする。

（入札参加資格の確認に関する特例）

第7条 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合には、実施要領第7条から第10条までの規定は適用しない。

(設計図書等の閲覧等)

第8条 制限付き一般競争入札（事後審査型）の閲覧等については、実施要領第6条第1項から第2項までの規定による。

2 制限付き一般競争入札（事後審査型）の図面等に対する質問の受付及び回答については、実施要領第6条第3項から第6項までの規定による。

(工事費内訳書の提出等)

第9条 制限付き一般競争入札（事後審査型）の工事費内訳書の提出については、実施要領第12条及び工事費内訳書提出要領の規定によるものとする。

(入札の無効)

第10条 入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者並びに工事入札心得において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。また、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者及び入札時点において第6条の入札参加資格のない者のした入札は無効とすることとし、その旨を公告において明らかにする。

2 第1項の規定に定めるほか、次のような入札は無効とする。

(1) 開札時点で入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札書、工事費内訳書及び入札書等の提出に使用された封筒の工事名等に錯誤、誤記入のある入札又は工事名等が未記載もしくは判読不能の入札

(3) 入札公告等に指定された提出先と異なる提出先に提出された入札

3 制限付き一般競争入札（事後審査型）において、前項第2号から第3号までのいずれかに該当したため無効とした入札について、入札執行者は、当該入札参加者が無効となった理由の説明を求める場合には、無効となった理由を直接確認させることができるものとする。

(入札書の保管)

第11条 制限付き一般競争入札（事後審査型）において、郵送入札により組合に提出された入札書等の保管については、施錠できる保管場所を設け、入札執行者が厳重に管理するものとする。

(入札参加者一覧の作成)

第12条 制限付き一般競争入札（事後審査型）において、管理者は、開札日前日に入札執行者の立会いの下、郵送された封筒の表記を基に入札参加者の一覧を作成するものとする。この場合においては、いかなる理由があっても封筒を開封しないものとする。

2 管理者は、第1項の入札参加者の一覧の作成にあたり、入札参加条件に合致しない業種の業者にあつては、入札参加者の一覧に手書きで追記記載する（資格確認は入札後に行うので、明らかに資格がないと分かる業者であっても、入札参加者の一覧には記載する。）ものとする。

(事後審査型に係る落札者の決定)

第13条 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における落札者の決定は、実施要領第14条の規定にかかわらず、次条から第19条までに定めるところにより行うものとする。

(落札決定の保留)

第14条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）を

宣言して落札者の決定を保留し、第1順位の落札候補者について、資格確認を行ったうえ後日落札を決定する旨を宣言し、事後審査通知書（別紙1）により通知する。

（確認申請書等の提出等）

第15条 入札執行者は、前項の規定により第1順位の落札候補者を宣言したときは、第1順位の落札候補者に対し確認申請書等（実施要領第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下同じ。）の提出を求める旨を入札参加資格確認申請書等提出依頼書（別紙2）により通知するものとする。

2 前項の規定による確認申請書等の提出を求める旨の通知を受けた第1順位の落札候補者は、通知を受けた日から起算して、2日以内（休日は除く。）に確認申請書を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び入札執行者が別に定めのある場合及び入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りでない。

3 第1順位の落札候補者が前項に規定する期限内に確認申請書等を提出しなかったとき、又は入札参加資格を確認するために入札執行者が行った指示に従わなかったときは、当該第1順位の落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者が行った入札とみなす。

（入札参加資格の有無の確認等）

第16条 入札執行者は、第1位順位の落札候補者から確認申請書等の提出があったときは、入札及び当該確認申請書等により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により確認を行うにあたって、入札参加資格に有無に疑義が生じたときは、入札参加資格委員会に諮るものとする。

3 入札参加資格者は、第1項の規定による確認をした場合において、第1順位の落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、第1順位の落札候補者の次に低い価格で入札した者（次に低い価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「次順位の落札候補者」という。）を宣言するものとする。

4 前条及び前3項の規定は、次順位の落札候補者を宣言した場合について準用する。

5 入札参加者は、入札参加資格があると認める者が確認できるまで前各項の規定の例により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

6 入札執行者は、前各項の規定により入札参加資格があると認める者が確認できたときは、確認を行った全ての者について、管理者に報告するものとする。

7 前項の報告を受けた管理者は、入札参加資格委員会の議を経て、入札参加資格の有無を決定し、速やかにその旨を入札執行者に通知するものとする。

（落札決定）

第17条 入札執行者は、前条第7項の規定により管理者から入札参加資格があることを決定した旨の通知を受けたときは、当該入札参加資格があると決定された落札候補者を落札者として決定し、落札決定を落札決定通知書（別紙3）により通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、入札参加資格があると決定された者が複数ある場合には、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。

3 第1項の規定による通知は、当該落札者が確認申請書を提出した日から起算して、原則として5日以内（休日を除く。）に行うものとする。

(入札参加資格不適合の決定)

第18条 入札執行者は、第16条第7項の規定により管理者から入札参加資格がないことを決定した旨の通知を受けたときは、当該入札参加資格がないと決定された者に対して、不適合の旨を入札参加資格確認通知書(別紙4)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について、実施要領第9条の規定の例により、説明を求めることができるものとする。

(入札結果の公表)

第19条 制限付き一般競争入札(事後審査型)による場合における入札結果等の公表は、実施要領第17条の規定による

(その他)

第20条 この要領及び実施要領に定めのない事項については、実施要領第18条第1項の入札参加資格委員会の議を経て、管理者が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。